

姫川水系流域委員会規約

第1条（名称）

本会は、「姫川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、「姫川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果に関して意見を述べる。

2. 委員会は整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

2. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
3. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された高田河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が行うものとする。

2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条（事務局）

事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和元年12月5日より施行する。

令和7年9月19日一部改正(第2条並びに委員構成)

姫川水系流域委員会名簿

氏名	所属・役職等	備考
い お か わ ゆう 五百川 裕	上越教育大学 大学院 学校教育研究科 教授	
お ぐ ま ひとし 小熊 仁	高崎経済大学 地域政策学部 観光政策学科 教授	
さいとう なおふみ 斉藤 直文	糸魚川市消防団 消防団長	
さとふか よしふみ 里深 好文	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授	
たか せ よしひろ 高瀬 吉洋	糸魚川商工会議所 会頭	
たかはし たかし 高橋 卓	(財)上越環境科学センター 準職員	
つつみ だいぞう 堤 大三	信州大学 農学部 農学生命科学科 教授	
やまがた こうたろう 山縣 耕太郎	上越教育大学 大学院 学校教育研究科 教授	

(50 音順、敬称略)

姫川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、姫川水系流域委員会規約第6条に基づき、姫川水系流域委員会(以下「委員会」という。)の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、高田河川国道事務所ウェブサイト等により一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが、適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。

なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和7年9月19日より施行する。

姫川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、姫川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、姫川水系流域委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの(以下「傍聴人」という。)の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。

なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。(ただし、冒頭での頭取りを除く)
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤プラカードの掲示や、はちまき、腕章の類の着用等、示威的と認められる行為をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うように命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和7年9月19日より施行する。